

○環境省令第十四号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十月九日

環境大臣 齊藤 鉄夫

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「抄本」の下に「及び申請者が申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類」を加える。

第十二条第一項第三号中「認定の申請に係る疾病」の下に「。第十四条第一項第三号を除き、以下同じ。

」を加え、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定疾病に係る療養を開始した日

第十二条第二項中「前項第四号及び第五号」を「前項第四号から第六号まで」に改め、同条第三項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

第十三条第三号中「（認定前にあつては、認定の申請に係る疾病）」を削る。

第十六条第一項第一号、第二号及び第五号並びに同条第二項各号中「被認定者」の下に「又は申請中死亡者」を加える。

第十七条の見出しを「（施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求）」に改め、同条第一項中「特別葬祭料」の下に「（以下「特別遺族弔慰金等」という。）のうち、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）に係るもの」を加え、同項第一号中「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）を「施行前死亡者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求）

第十七条の二 特別遺族弔慰金等のうち、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して法の施行の日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）に係るものの支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 未申請死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 請求に係る疾病の名称

三 未申請死亡者が死亡の当時日本国内に住所を有していなかったときは、日本国内に住所を有していた

期間

四 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに未申請死亡者との身分関係

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 未申請死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求に係る疾病にかかっていたことを証明することができる医師の診断書その他の資料

三 請求に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

四 請求者と未申請死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

五 請求者が未申請死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

六 請求者が未申請死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

第十八条第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項各号中「被認定者」の下に「又は申請中死亡者」を加える。

附 則

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。